

## 泉佐野市議会本会議傍聴時における手話通訳実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本会議の傍聴時において手話通訳を実施することにより、開かれた議会運営及び聴覚障害者等の社会参加の促進に寄与することを目的とする。

### (手話通訳の実施)

第2条 手話通訳の実施は、次に定めるところによる。

- (1) 手話通訳は、聴覚又は言語機能の障害がある者が本会議を傍聴する場合に、その者の申請に基づいて実施する。
- (2) 手話通訳は、前号の申請に基づき本会議を傍聴する日及び時間帯に限り、議場の所定の場所で行う。

### (申請手続)

第3条 手話通訳の実施を希望する場合の申請手続等は、次に定めるところによる。

- (1) 手話通訳の実施を希望する場合は、傍聴しようとする本会議が開かれる日の7日前までに、手話通訳実施申請書を、議長に提出するものとする。
- (2) 手話通訳実施申請書を取り下げる場合、または、傍聴予定日時以外の項目を変更する場合、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。
- (3) 手話通訳実施申請書による傍聴予定日時を変更しようとする場合は、変更前の傍聴予定日時に係る申請を取り下げるとともに、改めて、変更後の傍聴予定日時に係る申請を要するものとする。

### (その他)

第4条 この要綱の施行に際し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。